

## 第4編 人事

### 第1章 公平委員会

#### ○中濃地域広域行政事務組合公平委員会規則

(平成14年5月2日中濃地域広域行政事務組合公平委員会規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第11条第4項の規定に基づき、中濃地域広域行政事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）の議事、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の議事、運営等）

第2条 公平委員会の議事、運営等については、関市公平委員会規則（昭和26年関市公平委員会規則第1号）の例による。

（公印）

第3条 公平委員会の公印は、別表のとおりとする。

2 公平委員会の公印の管理及び使用については、中濃地域広域行政事務組合公印規程（昭和46年中濃地域広域行政事務組合訓令甲第1号）の例による。

（文書の取扱い）

第4条 公平委員会の文書の取扱いについては、中濃地域広域行政事務組合公文書規程（昭和48年中濃地域広域行政事務組合訓令甲第1号）の例による。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。